

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、次の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

記

- ① 対象となる証券投資信託の名称
DCニッセイ国内債券アクティブ
- ② 信託約款変更の理由
当ファンドは2002年1月31日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、長期にわたり運用成績が振るわない状況が継続していることから、抜本的な運用方針の見直しを行うことで受益者の皆様の投資収益の向上をめざしてまいります。また、受益者の皆様の利益に資するため運用管理費用（以下「信託報酬」といいます。）を引下げいたします。
- ③ 信託約款変更内容
 - (1) 運用方針を見直しする予定です。
 - (2) 上記により投資対象を変更し、それにともないベンチマークおよび解約金受渡日を変更する予定です。
 - (3) 信託報酬の引下げを行う予定です。

詳細は次葉の当ファンドの「<ご参考> 投資信託約款変更新旧対照表」をご参照願います。

- ④ 信託約款変更日および信託約款変更の効力発生日（予定）

信託約款変更日	: 2024年12月23日
信託約款変更の効力発生日	: 2025年3月20日

- ⑤ 諸手続き

この信託約款変更に関する異議のある受益者の方は、2024年9月24日から2024年10月29日までに、当証券投資信託の委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の方の受益権の合計口数が、2024年9月24日時点の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当証券投資信託の信託約款の変更を2024年12月23日付で行います。

この場合、異議申立てされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託銀行で受益者の方からの買取請求必要書類を受領した日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、当証券投資信託の受託銀行に対し、2024年11月8日から2024年11月27日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、上記期間終了後、2025年3月20日をもって当証券投資信託の信託約款変更の効力を発生させる予定です。

以上

2024年9月24日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
ニッセイアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「DCニッセイ国内債券アクティブ」

投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、主として<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド受益証券およびニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド受益証券</u>に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド受益証券およびニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。なお、直接、公社債、有価証券先物等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド受益証券およびニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド受益証券</u>に投資を行い、<u>NOMURA-BPI総合</u>をベンチマークとし、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>② 上記親投資信託の受益証券の<u>合計組入比率</u>は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内の公社債、有価証券先物等に投資を行う場合があります。</p> <p>③ (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 DCニッセイ国内債券アクティブ 約 款</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセツ</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、主として<u>ニッセイ国内債券マザーファンド受益証券</u>に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>ニッセイ国内債券マザーファンドの受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>なお、直接、公社債、有価証券先物等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として<u>ニッセイ国内債券マザーファンドの受益証券</u>に投資を行い、<u>NOMURA-BPI国債</u>をベンチマークとし、投資信託財産の中長期的な成長を<u>目指</u>します。</p> <p>② 上記親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内の公社債、有価証券先物等に投資を行う場合があります。</p> <p>③ (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 DCニッセイ国内債券アクティブ 約 款</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセツ</p>

新	旧
<p>トマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u>および<u>ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンド</u>(以下、<u>それぞれを総称し「マザーファンド」と</u>いいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(信託報酬等の額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>33</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、第54条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>	<p>トマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された<u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u>(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項<u>第1号から第4号</u>までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(信託報酬等の額)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>48</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、第54条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、<u>4営業日目</u>から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>